

本人確認票(東浦町記入)

本籍地			
前住所			
家族の氏名		生年月日	
その他確認事項			

印鑑証明・住民票関係・戸籍関係証明交付 注意事項

窓口に来た方(以下「申請者」という。)が、ご本人のものではなく、必要な方(以下「依頼人」という。)の証明書を申請する場合は、以下の点にご注意ください。

【印鑑登録証明書交付申請】

■申請者が、ご本人以外の方の印鑑登録証明書を申請する場合、依頼人の印鑑登録証を窓口
に持参し、依頼人の住所、氏名、生年月日を正確に記入していただくと証明書の発行が可能
です。(委任状は必要ありません。)

【住民票関係交付申請】

■申請者が、同一世帯の方の住民票を申請する場合、委任状なしで申請することができます。

■申請者が、ご本人または同一世帯以外の方の住民票を申請する場合、依頼人からの委任状
が必要です。同居していても、世帯を別にしている場合は委任状が必要です。

また、住民票に続柄、本籍・筆頭者、住民票コード、マイナンバーの表示が必要な場合
は、委任状にもその旨記載してください。記載がない事柄については、表示できません。

■委任状により、依頼人の住民票コードまたはマイナンバー記載の住民票を申請する場合、
即日発行はできません。役場から依頼人宛に住民票を送付させていただきますのでご了承
ください。

【戸籍関係証明書等交付申請】

■戸籍に関する証明書の申請ができる方は、以下のとおりです。

- ①戸籍に記載されているご本人、その配偶者(夫又は妻)、
その直系尊属(父母、祖父母等)もしくは直系卑属(子、孫等)
※配偶者については、夫又は妻が記載されている戸籍等に限り、
※続柄のわかる戸籍等を提示していただく場合があります。
- ②その他戸籍に記載された事項を利用する正当な理由がある方
※詳しくは窓口にてお尋ねください。

■上記の①及び②に当てはまらない方が申請する場合、委任状が必要です。

■身分証明書をご本人以外の方が申請する場合、委任状が必要です。同一世帯等であっても
必要です。

■受理証明書は、戸籍の届出人のみ申請が可能です。ただし、発行できるのは東浦町で受理
した届出のみです。

■独身証明書は、ご本人のみ申請が可能です。委任状による代理申請等はできません。